

立川市北地区児童館及び付帯学童保育所
における指定管理者候補者の選定について

答 申

令和7年11月7日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和7年7月3日付立子育第1437号により、立川市長から、「立川市幸児童館、立川市若葉児童館及び立川市若葉学童保育所、立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所、立川市上砂スマイル学童保育所並びに立川市西砂児童館及び立川市松中学童保育所における指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに諮詢を受けました。

本審査会では、市民サービスの向上と効率的・効果的な管理運営を行うことを目的とした指定管理者制度の趣旨をふまえ、公平・公正な視点から厳正に審査を進めた結果、下記のとおり指定管理者候補者の選定について答申いたします。

記

1 審査結果

本審査会において、公平・公正な視点から厳正に審査を行った結果、次の団体を指定管理者候補者として選定します。

(1) 立川市北地区児童館及び付帯学童保育所

① 施設の名称及び所在地

ア 立川市幸児童館	立川市幸町2丁目19番地の1
イ 立川市若葉児童館及び立川市若葉学童保育所	立川市若葉町4丁目25番地の114
ウ 立川市西砂児童館及び立川市松中学童保育所	立川市一番町6丁目8番地の37
エ 立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所	立川市上砂町1丁目13番地の1
オ 立川市上砂スマイル学童保育所	立川市上砂町2丁目4番地の12

② 指定管理者候補者の団体の名称及び主たる事務所の所在地

(指定管理者候補者)

ア 団体の名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

イ 団体の所在地 豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル

(次点候補者)

ア 団体の名称

イ 団体の所在地

③ 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

④ 採点結果

		労働者協同組合ワーカーズコープ・センター 事業団	
第一次審査 1,500 点満点 1 人 150 点満点	1,005 点 3 位	1,008 点 2 位	1,065 点 1 位
第二次審査 900 点満点 1 人 100 点満点 (1,000 点満点※)	572 点 (636 点) 2 位 (2 位)	616 点 (684 点) 1 位 (1 位)	548 点 (609 点) 3 位 (3 位)
総合審査 2,400 点満点 (2,500 点満点※)	1,577 点 (1,641 点) 3 位 (3 位)	1,624 点 (1,692 点) 1 位 (1 位)	1,613 点 (1,674 点) 2 位 (2 位)

※委員 1 名の欠席により、第二次審査は 900 点満点となります。なお、第二次審査の各事業者の得点を 1,000 点満点に換算した場合においても、総合審査の順位に変動はありません。

- なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・児童館のブロック化に伴い、全施設で安定したサービスを提供するため、人材確保ほか仕様書等に基づき適切な管理運営体制を確保するとともに、指定管理者が変更となる一部施設では利用者への影響がないよう、事業者間の引継ぎ等に十分配慮すること。

2 選定審査経過（審査会日程）

本審査に係るもののみ掲載

回	日 程	主な議事内容
第 1 回	令和 7 年 7 月 3 日 (木) 18 時 30 分から	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付 ・諮問 ・立川市北地区児童館及び付帯学童保育所指定管理者候補者選定審査基準について
第 2 回	令和 7 年 9 月 25 日 (木) 18 時 00 分から	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市北地区児童館及び付帯学童保育所指定管理者候補者選定第一次審査
第 3 回	令和 7 年 10 月 16 日 (木) 18 時 00 分から	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市北地区児童館及び付帯学童保育所指定管理者候補者選定第二次審査、最終審査 ・答申案の協議

上記のほか、9 月 25 日 (木) に 4 名の委員が立川市北地区児童館及び付帯学童保育所の現地視察を行いました。

3 選定の経過

(1) 募集要項、仕様書等の確認

選定審査基準を決定するうえで、必要な募集要項、仕様書等について、市より説明を受け、質疑を行いました。

(2) 選定審査基準の設定

指定管理者候補者を公平・公正な視点から厳正に選定するため、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例等に基づき、選定審査基準（案）について協議し、第一次審査においては 13 項目、第二次審査においては 4 項目の選定審査基準を決定しました。

第一次審査は各委員 150 点満点（合計 1,500 点満点）、第二次審査は各委員 100 点満点（合計 1,000 点満点）とし、5 段階による加点方式としました。また、それぞれの審査項目においては、選定審査基準の重要度に応じて配点を決定しました。

(3) 第一次審査（書類審査）

施設所管課が、市施策の中で児童館が果たす役割、応募事業者の提案内容の効果及び実現性、その他審査資料を補足する情報について説明を行った後、応募事業者から提出された書類について確認を行いました。その後、応募事業者の財務状況、提案内容の実現性等について議論する時間を設け、それを踏まえ各委員が選定審査基準に基づき採点しました。応募事業者は、3 者でした。選定審査基準に基づき、当該事業者を第二次審査対象者としました。

(4) 第二次審査（面接審査）

プレゼンテーションとそれに対する質疑応答により、「児童館・学童保育所管理運営の目的に対する理解と実現性」、「指定管理者としての経営手法」、「業務履行への姿勢」、「提案内容の具体性・実現性」の 4 つの選定審査基準に基づき採点しました。

審査においては、3 者に対し、人材確保、収支計画書、利用児童および職員の安全対策、そして地域との連携等について質問を行いました。

最後に、第一次審査結果と第二次審査結果を加点し、順位付けを行った後に、各選定審査基準を合わせた総合的な視点からの協議を行い、1 の審査結果に記したとおりとしました。

その際、児童館及び学童保育所の運営における人材確保が困難な状況において、北ブロック全施設で安定したサービスを提供するため、運営体制の確立や地域との連携に関することや、指定管理者が変更となる一部施設では、利用者への影響がないよう、事業者間の引継ぎに十分配慮する必要があること等の意見がありました。

4 審査会委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験を有する者	(会長) 長野 基	大学准教授
〃	(副会長) 小沢 伸光	公認会計士
〃	坂井 聖	税理士
〃	田中 奈々子	社会保険労務士
市民	宮本 直樹	公募
〃	千葉 雄太	公募
〃	竹下 大輔	公募
専門委員	米原 立将	大学准教授
〃	押本 明文	小学校校長
市職員	矢ノ口 美穂	子ども家庭部長